備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十五　陸上自衛隊大宮駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
埼玉県さいたま市北区	埼玉県さいたま市北区	埼玉県さいたま市西区	三橋五丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに宮前町（次の図面に示す部分に限る。）
		埼玉県さいたま市北区	大成町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、櫛引町二丁目並びに日進町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
		埼玉県さいたま市大宮区	大成町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、櫛引町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十六　陸上自衛隊朝霞駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
東京都練馬区	埼玉県朝霞市	大泉学園町
		大字岡、大字台、大字根岸及び大字溝沼（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	埼玉県和光市	広沢（次の図面に示す部分に限る。）
	埼玉県新座市	新塚（次の図面に示す部分に限る。）
埼玉県新座市	埼玉県朝霞市	大泉学園町九丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十七　陸上自衛隊松戸駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
千葉県松戸市	千葉県松戸市	五香六実十七番地
		五香六実（次の図面に示す部分に限る。）
	千葉県鎌ケ谷市	くぬぎ山一丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	千葉県松戸市	金ケ作（次の図面に示す部分に限る。）、串崎新田（次の図面に示す部分に限る。）、五香一丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目、五香西一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五香南一丁目から三丁目まで、六実、常盤平五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日暮、松飛台（次の図面に示す部分に限る。）並びに六高台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
埼玉県朝霞市	青葉台一丁目、大字岡（次の図面に示す部分に限る。）、大字台（次の図面に示す部分に限る。）、大字根岸（次の図面に示す部分に限る。）、大字膝折、大字溝沼、栄一丁目から五丁目まで、幸町二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、仲町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、膝折町一丁目及び二丁目並びに本町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
埼玉県和光市	下新倉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新倉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西大和団地、広沢（次の図面に示す部分に限る。）、本町、丸山台一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに南一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
埼玉県新座市	栄二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、新塚、新塚一丁目、畑中二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び馬場二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
東京都練馬区	大泉学園町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）から九丁目まで並びに大泉町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）